

## 山形市工事請負業者指名停止要綱運用基準

山形市工事請負業者指名停止要綱（以下「要綱」という。）の運用に当たっては、次の基準によるものとする。

### 要綱第17条（指名停止に至らない事由に関する措置）関係

指名停止を行わない措置のうち、市発注工事事故に係るものに対しての措置の適用は、次の各号によるものとする。

(1) 書面による注意とする場合

ア 事故の原因が作業員の不注意であり、事故を回避することが容易であったと認められ、かつ、負傷者の休業日数が4日以上で、労働基準監督署より指導票が交付された場合

イ 事故の原因が作業員の不注意であり、事故を回避することが容易であったと認められ、かつ、損害補償の必要がある場合

(2) 口頭による注意とする場合

ア 事故の原因が作業員の不注意であり、事故を回避することが容易であったと認められ、かつ、負傷者の休業日数が4日以上の場合

イ 損害の補償が不要な場合

(3) 不問で処分する場合

ア 事故の原因が作業員の不注意であり、事故を回避することが容易であったと認められ、かつ、負傷者の休業日数が4日未満の場合

(4) 措置なしとする場合

ア 労働基準監督署への報告が不要な場合（不休災害）

イ 当該事故がもらい事故であり、事故を回避することができないと認められる場合

ウ 天災等により発生したもののほか、当該事故の原因が請負人（下請負人を含む。）及び作業員いずれの責めにも帰すことができないものである場合

### 別表各号関係

1 指名停止の期間は、要綱又は本運用基準に特に定めのあるものを除き、原則として、短期の期間を用いるものとする。ただし、悪質又は社会的影響の大きい事案等については、情状を勘案し長期の期間の範囲内で定めるものとする。

2 指名停止の期間における「当該認定をした日」及び「逮捕又は公訴を知った日」とは、「指名審査会において指名停止事由に該当する事実が報告され、認定された日」とする。

3 指名停止期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の指名停止期間の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。なお、この場合において、指名停止の通知は、別途行うものとする。

4 指名停止期間中の有資格業者について、当該有資格業者が別件により別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、要綱第7条に規定する措置の対象としないものとする。

- 5 「本市と締結した請負契約に係る工事（市発注工事）」とは、本市組織機構に含まれる全ての部局において締結した請負契約に係る工事をいうものとする。
- 6 「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

#### 別表第1第4号（契約違反）関係

- 1 契約違反により、本市に対し損害を与えた場合は、指名停止期間の短期を3か月とするものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、最終的に契約解除に至った場合は、指名停止期間の短期を6か月とするものとする。
- 3 別表各号関係第1項及び前2項の規定にかかわらず、当該各項に定める期間に、正当な理由がなく2か月を超え4か月以内の履行遅延となった場合は1か月を、4か月を超える履行遅延となった場合は2か月を、それぞれ加算するものとする。

#### 別表第1第5号（公衆損害事故）・第7号（工事関係者事故）関係

- 1 市発注工事事故において、次の場合は、安全管理の措置が不適切であったとして、指名停止を行うものとする。
  - (1) 事故の原因が、発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合
  - (2) 事故の原因が、発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
- 2 市発注工事事故において、次の場合は、指名停止を行わないものとする。
  - (1) 事故の原因が、作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
  - (2) 事故の原因が、第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車輛が無断で進入したことにより生じた事故等）
- 3 市発注工事事故に係る指名停止の期間は、事故の規模に応じて、次の各号によるものとする。

- (1) 市発注工事における公衆損害事故（別表第1第5号）

安全管理の措置	事故の規模	期間
不適切	複数の死亡者を生じさせた場合	5か月から6か月
	死亡者を生じさせた場合	3か月から6か月
	負傷者又は損害を生じさせた場合	1か月から6か月

- (2) 市発注工事における工事関係者事故（別表第1第7号）

安全管理の措置	事故の規模	期間
不適切	複数の死亡者を生じさせた場合	3か月から4か月
	死亡者を生じさせた場合	2か月から4か月
	負傷者を生じさせた場合	2週間から2か月

- 4 前項において、「負傷者」とは、診断書等により入院加療又は通院加療が必要と認められる者をいうものとする。

## 別表第1第6号（公衆損害事故）・第8号（工事関係者事故）関係

- 1 一般工事事務において、「安全管理の措置が不適切」であり、かつ、「当該事故が重大であると認められる」とは、原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された事を知った場合をいうものとする。
- 2 一般工事事務に係る指名停止の期間は、事故の規模に応じて、次の各号によるものとする。

### (1) 一般工事における公衆損害事故（別表第1第6号）

安全管理の措置	事故の規模	期間
不適切	複数の死亡者を生じさせた場合	3か月
	死亡者を生じさせた場合	2か月から3か月
	負傷者又は損害を生じさせた場合	1か月から3か月

### (2) 一般工事における工事関係者事故（別表第1第8号）

安全管理の措置	事故の規模	期間
不適切	複数の死亡者を生じさせた場合	2か月
	死亡者を生じさせた場合	1か月から2か月
	負傷者を生じさせた場合	2週間から1か月

## 別表第1第9号（県外における工事に係る公衆損害事故及び工事関係者事故）関係

- 1 山形県外における工事事務（本市と締結した請負契約に係る工事に除く。次項において同じ。）において、「安全管理の措置が著しく不適切」であり、かつ、「当該事故が特に重大であると認められる」とは、原則として、代表役員等又は一般役員等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された事を知った場合をいうものとする。
- 2 山形県外における工事事務において、公衆に死亡者を生じさせた場合は、指名停止期間の短期を3か月とするものとする。

## 別表第2第1号（贈賄）関係

「本市の職員」とは、本市組織機構に含まれる全ての部局に配置された職員をいうものとする。また、本市職員の身分を有する出向職員及び市が出資する市関係公社等職員を含むものとする。

## 別表第2第3号・第4号（独占禁止法違反行為）関係

- 1 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合は、次のいずれかの事実を知った後、速やかに指名停止措置を行うものとする。
  - ア 排除措置命令（独占禁止法違反行為の公表を含む。）
  - イ 課徴金納付命令（課徴金減免制度の適用公表を含む。）
  - ウ 刑事告発
  - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕

- 2 別表第2第3号又は第4号の措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該期間が別表第2第3号又は第4号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第8条第1項の規定を適用するものとする。
- 3 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する犯罪があったとして、公正取引委員会が事業者を検事総長に告発した場合は、別表各号関係第1項の規定にかかわらず、同項に定める期間に3か月を加算するものとする。

#### 別表第2第7号～第9号（建設業法違反行為）関係

- 1 「建設業法の規定に反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき」とは、原則として、建設業法の規定に違反し、営業停止処分又は許可の取消処分がなされた場合をいうものとする。ただし、指示処分がなされた場合においても、情状を勘案し指名停止を行うものとする。
- 2 営業停止処分がなされた場合における指名停止の期間は、営業停止の期間に応じて、次によるものとする。

営業停止期間	指名停止期間
1日～15日	期間を1か月以上とする
16日～30日	期間を2か月以上とする
31日以上	期間を3か月以上とする

- 3 虚偽不正により建設業許可の取得を行った場合は、指名停止の期間を4か月以上とするものとする。
- 4 市発注工事において建設業法違反行為を行い、許可の取消し又は営業停止処分を受け、別表第2第7号の事由に該当する場合は、別表第2第7号又は前2項に規定する指名停止の期間に、許可取消し又は営業停止事由1件につき1か月を加算するものとする。

#### 別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）関係

- 1 業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。
  - (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、業務に関して法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
  - (2) 市発注工事に関して、落札決定後の契約辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼を損なう行為があった場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、不正又は不誠実な行為があったとして山形県が指名停止措置を行った場合で、特に、市発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由により指名停止を行う場合は、原則として、指名停止の期間を3か月以上とするものとする。
- 3 第1項第3号に掲げる事由により指名停止を行う場合は、指名停止の期間については、山形県において指名停止を行った期間を参考に決定するものとする。

## その他

本運用基準に定めのない事項については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」（平成6年4月20日採択）に準拠するものとする。

### 附 則

この運用基準は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この運用基準は、平成26年12月2日から施行する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この運用基準は、平成27年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この運用基準の改正後の規定は、施行日以後に指名停止事由の原因となる行為が行われたものについて適用し、施行日前に指名停止事由の原因となる行為が行われたものについては、なお従前の例による。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この運用基準は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この運用基準の改正後の規定は、施行日以後に指名停止事由の原因となる行為が行われたものについて適用し、施行日前に指名停止事由の原因となる行為が行われたものについては、なお従前の例による。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この運用基準は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この運用基準の改正後の規定は、施行日以後に指名停止事由の原因となる行為が行われたものについて適用し、施行日前に指名停止事由の原因となる行為が行われたものについては、なお従前の例による。